

## 「基本契約書」及び「設計変更に伴う残精算」に係る アンケート調査結果（概要版）

経営企画委員会では、元請総合工事業者と下請電気工事業者間の公正で合理的な取引関係の構築を図る観点から、正会員本社 107 社を対象に標題のアンケートを実施し 76 社から回答を頂いた。民間建築物における内線工事を対象に、当会会員が一次下請負人の立場で行った取引状況について回答している。

### 1. 契約に関して

元請負人と下請負人との契約締結方法は、基本契約書に基づいた注文書・請書の交換が、ほぼ適切に行われているが、契約書の条文に関しては解釈の違いがみられる。特に、赤伝等相殺処理や指値、施工条件・施工範囲の変更に解釈の違いがあると回答した企業が目立った。また、元請負人との契約書の締結時期については、数社が日付を遡って契約していた。

### 2. 設計変更・残精算に関して

- 残精算によるトラブルがあったと回答した企業は 76%で、多くの企業が設計変更とは数量の増減や契約図書に含まれていない工事との解釈である。
- 追加・変更工事において元請負人から見積依頼があった企業は 90%を占めるが、その内容は下請契約の内容や提示日が明確でない書面が 33%、口頭での依頼が 44%であった。
- 追加・変更に関する契約締結方法については、基本契約書に基づいた注文書・請書の交換が、ほぼ適切に行われているものの、契約締結時期については工事完成後や日付を遡って契約している企業が 45%と約半数を占めている。また、追加・変更契約の締結を発注者との契約変更手続きが未了であることを理由に拒否された企業もいた。
- 元請負人から不適正な取引を要求されたために受注工事が赤字に陥った企業は 46%おり、合意無しに赤伝等相殺処理をされたり、やり直し工事を強いられその費用を一方向的に負担させられた企業が、そのうちの半数以上を占めた。
- 当初設定した工期より短縮した要因としては、発注者の事情が 86%と大半で、次いで前工程の遅延が 72%であった。その場合の対応として、回答のあった全社で土日祝日も工事を行っており、下請負人への発注を行った企業も 80%であった。

### 3. 今後の活動

当アンケート結果は、ホームページへの掲載、メルマガ配信等により公表する。  
また、発注機関やゼネコン団体等に、不合理な取引関係の改善を求める提言を行い、元下間の公正で合理的な取引関係の構築に努めていく。

以上